

水道料金・下水道使用料に関する重要なお知らせ

檜葉町における基本料金の減免措置が終了になります

日頃から当企業団運営につきましては、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

震災以降、平成24年9月分より実施しています使用水量が10m³未満のお客様の水道料金・下水道使用料における基本料金の減免措置を、平成30年4月分(平成30年3月使用分)で終了することとなりましたのでお知らせいたします。

平成30年5月分(平成30年4月使用分)からは震災前同様、使用水量が10m³未満や、ご使用にならなくても水道料金・下水道使用料の基本料金が発生いたします。

震災以降に休止の手続きをされていないお客様はご注意ください。

(現在は使用水量が累積で10m³以上になったときのご請求でしたが、10m³未満やご使用にならなくても基本料金は請求されます。)

遠方に避難されていて水道を使用しなくても、長期的に水道を使用しなくても、休止の届出がない場合、基本料金が発生しますので現在休止になっているかわからない場合は、当企業団に確認をお願いいたします。

- 長期的に水道を使用しない場合は、休止の手続きが必要になりますので、必ずご連絡いただきますようお願いいたします。
水道を使用されていなくても、震災後、休止の連絡がない場合、基本料金が請求されます。
- お彼岸、お盆等の一時的に水道を使用する場合でもその都度、使用開始・休止の手続きが必要となり、料金が発生しますのでご注意ください。
- 現在休止中のお客様につきましても、水道をご使用していることが確認された場合は、使用中とみなして使用開始月からの料金支払いをお願いいたします。
- 累計水量が10m³以下であっても、精算時には基本料金の請求となります。

下水道使用料につきましては檜葉町建設課(0240-23-6106)にお問い合わせください

問い合わせ先

双葉地方水道企業団
総務課営業係

〒979-0515 福島県双葉郡檜葉町大字上小埜字小山 6-2

Tel 0240-25-5323 Fax 0240-25-5385

開庁時間 8時30分～17時15分(平日)

水道料金について

- ◎ 毎月の使用量が10m³以上のお客様については、通常どおり毎月請求いたします。
- ◎ 平成30年5月分(4月使用分)から、使用量が9m³以下のお客様についても毎月請求いたします。
- ◎ 料金の支払方法、発送先、振替口座、名義人等に変更が生じた場合は、必ず届出をお願いいたします。
- ◎ 納付書でのお支払いは、指定金融機関だけでなく、コンビニエンスストアでも可能です。

使用水量	例1	例2	例3
2月分(1月使用分)	10 m ³	9 m ³ } 累積使用水量 16 m ³	3 m ³ } 累積使用水量 11 m ³
3月分(2月使用分)	11 m ³	7 m ³ }	5 m ³ }
4月分(3月使用分)	10 m ³	8 m ³ } 累積使用水量 15 m ³	3 m ³ }
5月分(4月使用分)	13 m ³	7 m ³ }	以後毎月請求
6月分(5月使用分)	12 m ³	以後毎月請求	

例1の場合は、毎月請求いたします。

例2の場合は、累積使用水量が10m³以上になった3月(1・2月使用分)と5月(3・4月使用分)に請求し、以後毎月請求いたします。

例3の場合は、累積使用水量が10m³以上になった4月(1・2・3月使用分)に請求し、以後毎月請求いたします。

給水装置の維持管理区分

- 水道の本管から各家庭に水道を引込んでいる水道管(設備)の事を給水装置と呼んでいます。給水管(設備)の所有権及び修理する義務は、基本的にお客様にあります。ただし、公共の道路などに埋設されているものについては、簡単に掘り起したり移動することは、道路管理者の許可が必要になりますので、お客様に代わって企業団が修理いたします。その費用負担の境界を企業団は、「民地と官地」としております。

